

「第 56 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議」

令和 3 年 5 月 7 日(金) 19 時 30 分
都庁第一本庁舎 7 階特別会議室(庁議室)

【危機管理監】

それではただいまより第 56 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開始いたします。

まず、状況等につきまして私の方から、いつものようにご報告をいたします。

現在の感染状況になります。世界の合計で 1 億 5,480 万人の方が感染され、約 324 万人の方が亡くなられているという状況です。

国内の発生状況になります。約 61 万人の方が感染をされて、1 万人を超える方が亡くなっている状況になります。

次、都内の発生状況です。これまで 14 万 3,534 名の方が累計で感染されています。退院等された方がうち 13 万 4,661 名です。入院されている方は 2,255 名、亡くなられた方は 1,903 名となっております。

直近の国の動きです。本日、第 63 回の新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催をされ、基本的対処方針が改定をされました。

直近の都の動きに関してです。4 月 25 日から 5 月 11 日までの間、東京都緊急事態措置の実施をしております。

各局の対応になります。

上のところ、政策企画局です。1 都 3 県でテレビ会議を実施し、共同メッセージを 4 月 28 日に発出をいたしました。

また、5 月 6 日昨日、テレビ会議を実施し、国への共同要請をしております。

その下が総務局の欄になります。繁華街を訪れております若者の方々に対してのアンケート、そして路上・公園での飲酒の注意喚起などを実施しております。

また、「徹底点検 TOKYO サポート」のプロジェクト等におけます、会計年度職員の任用を実施いたしました。

また、「飲食店等の感染防止対策 TOKYO サポートポータル(リーダーのひろば)」というものを公開しております。

次が生活文化局になります。4 月 23 日に発出をされました緊急事態宣言等を踏まえた対応といたしまして、都立文化施設等の休館や文化事業の中止、私立学校に対して都立学校の措置を参考とした感染対策の徹底についての協力を要請しております。

また、広報東京都 5 月号で、ゴールデンウィークの感染拡大防止対策、あるいは感染症に

対応した支援や対策についての掲載、また LINE で措置等に関する情報の掲載、東京都つながり創生財団と連携をいたしまして、都内外国人向けに緊急事態措置を「やさしい日本語」を含む 16 言語で、また外国人の皆様が抱える連休中の不安等に対応するために、多言語相談ナビを臨時に開設をしております。

次、オリンピック・パラリンピック準備局です。4 月 25 日から、都立スポーツ施設等を休館しています。

また、都市整備局になりますが、ゴールデンウィーク期間中の鉄道の減便と土休ダイヤの適用について要請をし、また、まちづくり団体等に対しまして、大規模施設の夜間照明等について、防犯対策上必要なものを除いて、20 時以降の消灯についてお願いをしております。

また、屋外広告物関係団体等に対しまして、デジタルサイネージなど 20 時以降の消灯についてお願いをしているところです。

環境局におきましては、自然公園施設等の駐車場を閉鎖しております。

産業労働局です。4 月 23 日ですね、新型コロナウイルス感染症対策にかかる知事と経済団体との意見交換を実施いたしました。また、「テレワーク・ワンストップ相談窓口」の開設、「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」の一部変更、「休業の協力依頼などを行う中小企業等に対する支援金」、「休業要請を行う大規模施設に対する協力金」、コロナ禍におけます雇用対策事業の開始、オンラインツアー造成支援事業の拡充、テレワーク促進助成金の募集開始、サテライトオフィス設置等の補助金の募集開始について公表をいたしました。

また、感染症緊急対策に係る雇用環境整備促進奨励金の申請受付、そして、「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」3 月分の申請受付を開始いたしました。また、「経営者向けのテレワークの集中セミナー」を開催しております。

その下が建設局になります。都立公園内の駐車場・運動施設及び奥多摩周遊道路に設置しております全ての駐車場を閉鎖、そして公園内の売店の営業を休止、キッチンカーの出店についても取り止めております。

次は、港湾局になります。海上公園内の駐車場及び運動施設を閉鎖しております。

交通局におきましては、都営大江戸線、日暮里・舎人ライナー、東京さくらトラム及び都バスで、大型連休期間中の平日に減便などを実施しております。

次が教育庁になります。緊急事態宣言下におきまして、都立学校の対応についてということで、区市町村にも都の措置を参考に対策の徹底を再周知しているところです。

東京消防庁におきましては、昇任試験の一部延期をしております。

ここで各局からご報告をいただきたいと思います。まず、東京都におけます緊急事態措置等の案、他の案件につきまして総務局長からお願いいたします。

【総務局長】

新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等（案）及び「徹底点検 TOKYO サポートチーム」についてご説明いたします。

先ほど、政府の対策本部が開催され、東京都のほか5府県を対象に、特措法に基づく緊急事態宣言を5月31日(月)まで延長することが決定をされました。

これを受けて、都における緊急事態措置等(案)をご説明いたします。

まず、緊急事態措置等の対象となる区域ですが、都内全域、期間は、5月12日(水)0時から5月31日(月)24時までとなります。

実施内容ですが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、人流の抑制を最優先に、都民及び事業者に向けた要請等を行います。

次に、都民向けの要請でございます。

これまでと同様、生活や健康の維持のために必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請いたします。

特に、路上や公園における集団での飲食など、感染リスクが高い行動の自粛を要請いたします。

次に、事業所向けの要請等でございます。施設規模に応じて休業等を要請する施設であります。表に示した、劇場等、商業施設、運動施設、遊技場、博物館等について、1,000 m²超の施設については休業要請し、1,000 m²以下の施設については休業の協力を依頼いたします。

次に、休業要請する施設です。酒類またはカラオケ設備を提供する遊興施設や飲食店に対し、酒類またはカラオケ設備の提供を取りやめる場合を除き休業を要請いたします。

なお、本施設には、利用者による酒類の店内持ち込みを認めている施設を含めて、休業要請いたします。

次に、営業時間の短縮等を要請する施設です。酒類を提供せず、かつカラオケ設備を使用しない遊興施設及び飲食店等に対し、20時までの営業時間短縮を要請いたします。

また、入場する者に対するマスク着用の周知や、感染防止措置を実施しない者の入場の禁止、アクリル板の設置や利用者の適切な距離の確保等、会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置等を要請いたします。

また、結婚式場に対しては、酒類及びカラオケ設備の提供停止の要請や、20時までの営業時間短縮等を要請いたします。

また、利用者による施設内への酒類の持ち込みを認めないことについて協力を依頼いたします。

次に、規模要件に沿った施設使用の要請等を行う施設であります。表に示した劇場等、集会所等、展示場等について、人数上限5,000人かつ収容率50%等や、21時までの営業時間短縮を要請いたします。

また、利用者による施設内への酒類の持ち込みを認めないことを要請いたします。

次に、その他の施設への要請等の内容です。まず、学校、大学等に対して、部活動の自粛、オンラインの活用の協力を依頼いたします。

集会場等について、酒類提供自粛や利用者による施設内への酒類の持ち込みを認めない

こと等の協力を依頼いたします。

博物館等に対して、入場整理の協力を依頼いたします。

遊興施設に対して、酒類提供自粛や、利用者による施設内への酒類の持ち込みを認めないこと等の協力を依頼します。商業施設に対して、入場整理の協力、酒類提供・カラオケ設備の使用自粛の協力を依頼いたします。

学習塾等に対して、オンラインの活用の協力を依頼いたします。

さらに、全ての施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請いたします。

最後にイベントの開催制限についてであります。イベントの主催者等に対して、規模要件等に沿ったイベントの開催を要請いたします。

また、5時から21時までの営業時間短縮や業種別ガイドラインの遵守等の要請を行います。

なお、人流増加等が顕著になる恐れが生じた場合等につきましては、この宣言期間内にさらなる措置も検討してまいります。

本日、書面開催をいたしました、感染症対策審議会におきまして、緊急事態措置等(案)につきましては、「妥当」とのご意見を頂戴しております。

続きまして、「徹底点検 TOKYO サポートチーム」でございます。コロナ対策リーダーでございますが、本日時点で、都内の飲食店等の約11万6,000件の登録にご協力をいただいております、約9万5,000件に研修を修了いただいております。

また、「徹底点検 TOKYO サポートチーム」が飲食店等を訪問し、東京の特性を考慮した実効性のある点検を実施しております。

説明は以上です。

【危機管理監】

ありがとうございました。次の画面をお願いします。

続きまして、中小企業等に対するテレワーク奨励金の支給、その他につきまして、産業労働局長からお願いいたします。

【産業労働局長】

はい。当局から3点報告いたします。

1点目は、テレワークの徹底についてでございます。テレワークの一層の推進を図るため、都内中小企業1万社を目標に、「週3日・社員の7割以上」、3ヶ月間、テレワークを実施した企業を「テレワーク・マスター企業」として認定し、最高で80万円の奨励金を支給する新たな支援の仕組みを構築いたします。

2点目は、協力金等の支給についてでございます。緊急事態措置を延長する5月12日から31日までの間、全面的にご協力いただいた飲食店等に対しまして、売上高に応じて1店

舗当たり、中小企業には 80 万円～400 万円、大企業には上限 400 万円の支給を予定しております。詳細は決まり次第お知らせをいたします。

これに加えて、ショッピングセンターなど 1,000 ㎡を超える大規模施設及び、この施設の中のテナント等が休業要請にご協力いただいた場合ともに協力を支給いたします。

さらに 1,000 ㎡以下の中小規模の施設におきまして、休業の協力依頼に応じていただいた中小の事業者を対象に、都独自の支援金制度を用意しております。ともに、来週 12 日から 31 日までの要請期間に全面的にご協力いただける場合に支給する予定でございます。

最後に、中小企業への支援でございます。厳しい状況に置かれております都内中小企業の現状を踏まえまして、一層寄り添った支援を実施いたします。

具体的には、売上が 10%以上減少した都内中小企業に対しまして、オンライン展示会出展や E C サイトの出店等の販路開拓に要する費用の助成を行い、販路拡大を後押しいたします。

また、中小企業診断士などの専門家を無料で派遣し、経営の安定化や新たな事業展開などをサポートいたします。オンラインでの対応も可能としておりまして、多くの中小企業の皆さんにご活用いただければと思っております。引き続き、人流抑制や感染防止対策の徹底に向けて、事業者の取組をサポートしてまいります。

【危機管理監】

ありがとうございました。

次、続きまして、今後の感染拡大への備え、他の案件につきまして、福祉保健局長からお願いいたします。

【福祉保健局長】

はい。今後の感染拡大への備えについてご説明申し上げます。

まず、医療提供体制・入院病床でございますが、現時点で重症用 373 床を含め、5,594 床まで確保しております。

宿泊療養施設については、現在 13 施設を確保しておるところでございますが、さらなる確保に向けて取り組んでいるところでございます。

自宅療養者の支援につきましては、東京都医師会等のご協力を得まして、先月 20 日から、電話やオンラインによる往診や診療の体制を整備したところでございます。

さらに、自宅療養者フォローアップセンターでは、相談等を担う看護師の増員や、電話回線の増強など体制の強化を図りました。

また、緊急対応用として酸素濃縮装置約 500 台を速やかに確保したところでございます。

こうした取組により、療養生活をしっかり支えてまいります。

次に、保健所でございますが、保健所において積極的疫学調査等を担う保健師や看護師等を来週 10 日から新たにトレーサーとして 30 名採用いたします。

次に、感染状況の把握についてでございます。N501Y 変異株スクリーニング検査の 4 月

の実施率は約 40%と、3 月上旬の約 10%から大幅に増加いたしました。

加えてインドで増加しております変異株の都内感染状況を把握するため、健康安全研究センターにおいて、新たに L452R 変異株のスクリーニング検査も開始いたしました。

モニタリング検査につきましては、感染者がいた場合にクラスターとなりやすい飲食店や事業所等を対象とした検査を、国とも連携して、毎週約 4,500 件実施しております。

今後は、大学の学生寮等から排出される下水を活用したモニタリング検査も開始いたします。この場合、ウイルスが検知された場合には、PCR 検査を実施し、感染拡大を早期に防止して参ります。

次に、ワクチンの接種についてでございますが、高齢者向けワクチンについては、6 月末までに全員分の接種が可能な量を確保できる見通しとなりました。

国の方針でございます 7 月末までに接種完了に向けまして、東京都医師会等の関連団体や区市町村との会議を来週 10 日に開催し、高齢者への接種を加速させる取組を検討してまいります。

次に、一時宿泊場所の提供についてでございますが、緊急事態宣言の延長に合わせまして、新型コロナの影響で失業をされるなど、住まいを失った方に対しビジネスホテルを一時的な宿泊場所として提供いたします。

最後に、女性の方への相談体制についてでございますが、仕事や住まいを失った方、生きづらさを抱える方など、様々な悩みをお持ちの女性の方の相談を受けとめるため、引き続き、相談支援体制を確保いたします。

以上でございます。

【危機管理監】

ありがとうございました。

次、続きまして、学校の対応につきまして教育長からお願いいたします。

【教育長】

学校の対応についてでございます。

都立高校につきましては、高校生は通学範囲が広いことなどから、引き続き、時差通学の徹底とともに、オンラインを活用した分散登校を実施いたします。

飛沫感染の可能性の高い教育活動について、引き続き、中止といたします。また、部活動につきましても、大会等の参加を除き、全て中止といたします。

感染不安や感染予防により登校できない児童生徒等につきましては、健康状態の把握とともに、オンライン等を活用するなど学習内容や課題を配信し、子どもたちの学びを保障してまいります。

なお、小中学校につきましては、これまでの感染症対策を一層徹底していただくとともに、児童・生徒の心身の健康を維持するため、例えば、学校行事の学年分散実施、あるいは校内

でのオンライン活用による分散授業など、工夫をした教育活動を行っていただくようお願いをしております。

以上でございます。

【危機管理監】

ありがとうございました。

次、続きまして都立施設等の対応につきまして、政策企画局長からお願いいたします。

【政策企画局長】

都立施設の対応について申し上げます。現在休館中の上野動物園をはじめ、美術館、博物館、図書館、屋内スポーツ施設などにつきましては休館を継続いたします。

なお、東京芸術劇場などの劇場・ホール、駒沢オリンピック公園運動場などの屋外スポーツ施設等につきましては、5月12日以降、基本的対象方針に沿いまして再開をいたします。

都立公園につきましては、通行規制や特定リアの立入制限、及び酒類を伴う宴会や飲食等の自粛要請を継続いたします。

駐車場につきましては、障害者・高齢者の方々の移動手段を確保する観点から再開をいたします。

以上の点につきまして、別途、詳細を通知しますので、各局におかれましては適切にご対応をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

【危機管理監】

ありがとうございました。

報告がこの場である局等につきましては以上と伺っておりますが、この他にご発言のある方いらっしゃいますか。

よろしければ、本部長からお願いいたします。

【都知事】

はい。ご苦労様でございます。

先ほど、国におきまして、東京都のほか5府県を対象に、特措法に基づきます緊急事態宣言を5月31日月曜日まで延長するということが決定をされました。

都といたしまして、緊急事態宣言の延長を受けまして、緊急事態措置等も延長してまいります。先ほど各局長からの報告がございました。今後危惧される感染爆発を押さえ込んで、都民の命を守っていくために、第1に「継続した人流抑制策」、第2に「ポイントを押さえた対策」、第3に「先を見据えた備えの対策」、これら三本柱について、引き続き集中して取り組んでまいります。

都民、事業者、行政が今一度一体となって、この難局に立ち向かっていきたい。

こうした、感染拡大防止協力金の支給などの対策を実施するということから、総額 3,708 億円の補正予算を、本日、専決処分により措置をいたします。

この後、臨時記者会見を開きまして、都民・事業者の皆様に対して呼びかけを行ってまいります。

そして、各局におきましては、今一度気を引き締めて、何としてでもここでコロナを抑え込み、この難局を打開するという強い意志を持って、全庁一丸となって対策に取り組んでもらいたい。このようにお願いいたします。頑張りましょう。

【危機管理監】

ありがとうございました。

以上をもちまして第 56 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を終了いたします。